

ひがしまつやまこども夢プランの考え方（案）

1 計画策定の背景・目的

本市では、平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づく、教育・保育の需要量の実態に合わせた整備計画である「子ども・子育て支援事業計画」などの、こども・子育てに関する各種計画を包括した「ひがしまつやまこども夢プラン」を平成27年3月に策定しました。同プランは令和2年度から令和6年度までを「第2期」として、継続的に子育て環境の充実を図るための取組を進めています。

これらの計画を通じて、市民が安心してこどもを育てられる環境の整備や市の未来を担うこどもたちへの支援策として、新たな保育施設の開設、延長・休日保育の実施、相談体制の整備、こどもたちの居場所づくりなどに総合的に取り組み、子育てに希望の持てるまちづくりを進めてきました。

今般、令和5年に国が策定したこども大綱を勘案して、こども基本法第10条第2項に定める市町村こども計画として、「(仮称)第3期ひがしまつやまこども夢プラン」策定します。

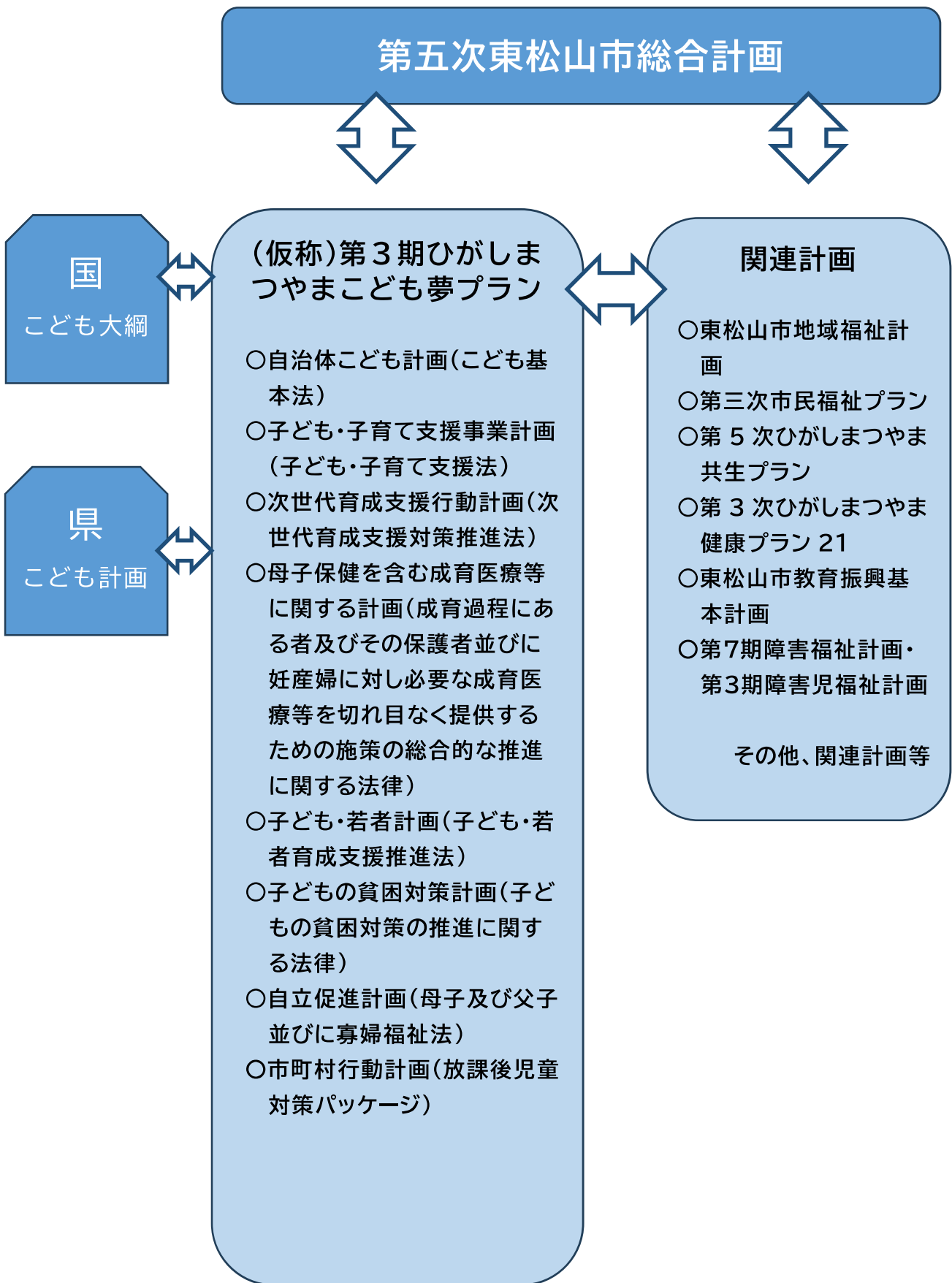
この計画に基づいて、こども・子育て支援施策を総合的・計画的に推進することにより、社会全体で、切れ目のない「子育て」、「親育ち」の支援の充実を図り、こどもの笑顔がより一層かがやく社会を実現することを目指します。

2 計画の位置付け

本計画は、こども基本法（令和5年施行）第10条の「市町村こども計画」として定めるものです。また、「子ども・子育て支援事業計画」（子ども・子育て支援法）、「次世代育成支援行動計画」（次世代育成支援対策推進法）、「母子保健を含む成育医療等に関する計画」（成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律）、「子ども・若者計画」（子ども・若者育成支援推進法）に加え、「子どもの貧困対策計画」（子どもの貧困対策の推進に関する法律）、「自立促進計画」（母子及び父子並びに寡婦福祉法）、放課後児童対策パッケージの「市町村行動計画」（文部科学省・こども家庭庁通知）として位置づけています。

さらに、本計画は、「第五次東松山市総合計画」を上位計画とし、保健・福祉の分野別計画（地域福祉計画、障害者計画、障害福祉計画・障害児福祉計画、健康増進計画など）や男女共同参画基本計画・女性活躍推進計画・DV防止基本計画、教育振興基本計画などと整合を図りながら進めていくものです。

【計画の位置づけ】



施策の体系(案)

